											3　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第６号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第３号、第６号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
工具	(1)　ホイール・プーラ (2)　ベアリング・レース・プーラ (3)　グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ (4)　部品洗浄槽	○ ○ ○	 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号及び第２号に掲げるものを除く。

備考

（略）

											3　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては第６号、第11号及び第12号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては第３号、第６号、第11号及び第12号に掲げるものを除く。
工具	(1)　ホイール・プーラ (2)　ベアリング・レース・プーラ (3)　グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ (4)　部品洗浄槽	○ ○ ○	 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○ ○	 ○ ○	○ ○ ○ ○	 ○ ○	 ○ ○	1　普通自動車特定整備事業で対象とする自動車が車両総重量が８トン未満のもの、最大積載量が２トン以下であるもの及び乗車定員が10人以下であるもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、第１号から第３号までに掲げるものを除く。 2　小型自動車特定整備事業又は軽自動車特定整備事業にあつては、第１号から第３号までに掲げるものを除く。

備考

（略）